

旭川市タクシー利用促進事業補助金のご案内

1 趣旨

市内のタクシー事業者は、コロナ禍による利用者の減少から未だに回復していない中、本市の公共交通として利用促進支援を行うため、「あさひかわタクシーおでかけチケットプレゼントDAY」事業に参加する事業者に対し、旭川市タクシー利用促進事業補助金の交付を実施するものです。

2 補助対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を含む。）のうち、旭川市内に本店（個人事業者においては住所）及び法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所（以下「営業所」という。）を置く法人又は個人事業者

3 補助対象事業

令和5年9月16日（土）～18日（月）で実施した「あさひかわタクシーおでかけチケットプレゼントDAY」で配布した「あさひかわタクシーおでかけチケット」（以下「タクシー利用券」という。）を利用したタクシー運賃の一部を補助する事業

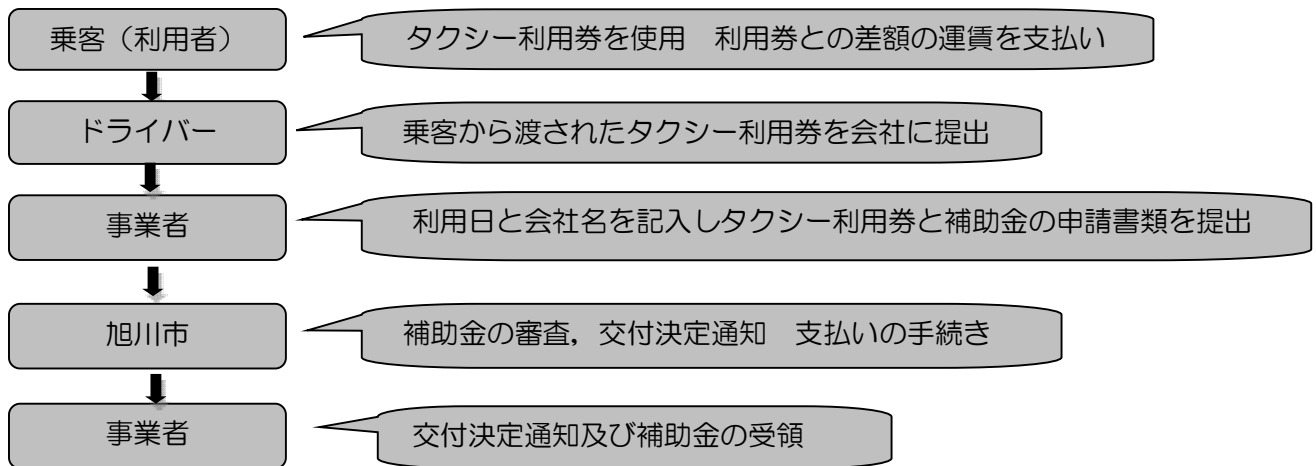
4 対象となる事業期間

令和5年9月16日（土）～令和6年2月12日（月）

5 補助対象経費

タクシー利用券を利用して乗車したタクシーの旅客の運賃及び料金

6 事業の流れ



7 申請に必要な書類

① 旭川市タクシー利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

押印が必要になります。

内訳の件数はタクシー利用券の枚数と一致させてください。

② 補助対象事業のタクシー利用券（サンプル参照）

利用できる期間は令和5年9月16日（土）～令和6年2月12日（月）となります。

利用された日と会社名を必ず記入してください。空欄の場合は無効となります。

利用状況確認のため運行日誌等を確認させていただく場合がありますので御理解ください。

③ 通帳の写し（個人事業者のみ）

銀行名 支店名 □座名義 □座番号が分かるページの写しを添付してください。

（裏面に続く）

タクシー利用券（表）



タクシー利用券（裏）

※チケットは1回の乗車運賃が500円以上となる場合に利用できます。
 ※電子マネー等との併用は、乗車前に乗務員にご確認ください。
 ※再発行、現金とのお引替え、払い戻しはいたしません。

利用できる会社はこちら



事業者記入用

事業者名			
利用日	令和	年	月 日

利用された日付と会社名代表者氏名を記入してください。

8 申請書類の提出期限と支払予定日

第1回目 9月分	提出期限	令和5年10月10日（火）	支払予定日	令和5年10月末
第2回目 10月分	提出期限	令和5年11月10日（金）	支払予定日	令和5年11月末
第3回目 11月分	提出期限	令和5年12月 8日（金）	支払予定日	令和5年12月末
第4回目 12月分	提出期限	令和6年 1月10日（月）	支払予定日	令和6年 1月末
第5回目 1月分	提出期限	令和6年 2月 9日（金）	支払予定日	令和6年 2月末
第6回目 2月分	提出期限	令和6年 2月20日（火）	支払予定日	令和6年 3月末

※月毎に申請する場合は各回の提出期限までに提出してください。
 ※一括で申請する場合は第6回目の提出期限までに提出してください。

9 申請書の提出方法

下記の提出先に郵送又は持参

10 補助金の交付決定

申請内容を審査し不備がなければ、本市から補助金交付決定通知書（様式第2号）をお送りし補助金のお支払いとなります。

【問い合わせ先、提出先】

旭川市地域振興部都市計画課

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

電 話 0166-25-9851 （平日 午前8時45分～午後5時15分）

メール tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp